

氏名	橋本美香
学位の種類	博士(看護学)
学位記番号	第8号
学位授与年月日	平成28年3月18日
学位授与の条件	学位規程第3条第3項該当
学位論文題目	特別養護老人ホームにおける看護職を 対象とした看取りの教育プログラムの開発
論文審査委員	主査 桑名 佳代子 副査 真覚 健, 高橋 和子

論文の要旨

【目的】

本研究の目的は、特別養護老人ホーム(以下、特養)の看護職が看取りに関する知識・技術・態度を主体的に修得し、望ましい看取りを実現できる教育プログラムの開発することである。

【方法】

研究デザインは、研究者が作成した「特養看護職のための看取りの教育プログラム(以下、教育プログラム)試案」に基づき、研究参加者である特養看護職を支援しつつも共同して取り組むテクニカルアプローチによるアクションリサーチとし、4つのアクションで構成した。アクション1は、看取りが推進できない理由を明確にし、これを克服し、望ましい看取りを実現するための「教育プログラム試案の作成」である。教育プログラム試案は、教育の目的・目標・内容・方法および評価で構成した。アクション2は、看取りの推進に困難性を有する特養と看取りに取り組んでいない特養各々1施設の看護職による「教育プログラム試案の適用」である。アクション3は、「教育プログラム試案の評価」であり、看護職による教育目標の達成度の評価、看取り事例の遺族による評価、及び看護職による教育プログラム試案の適切性と有用性の評価とした。アクション4は、「教育プログラム試案の修正」であり、研究成果と課題を整理して修正し教育プログラムを開発した。

【結果】

アクション1で作成された「教育プログラム試案」の教育目的は「特別養護老人ホームの看護職が看取りに関する知識・技術・態度を主体的に修得し、望ましい看取りが実現できる」であり、教育目標が5つ設定された。教育内容は2部で構成され、『看取りの勉強会』の開催と、これを通じて修得した知識を活用し、多職種連携による『看取り事例への適用』であった。教育方法は、『看取りの勉強会』では週1回の全5回で構成した教育内容を看護職が主体的に実施することとし、『看取り事例への適用』では看護職が看取りの経過に基づいて多職種と連携して看取りを実践し、教育目標の達成に繋がるよう研究者が支援することとした。アクション2の「教育プログラム試案の適用」は、看取りの推進に困難性を有するA施設の看護職5人と、看取りに取り組んでいなかったC施設の看護職6人を研究参加者とした。A施設の『看取りの勉強会』は3回に再編して実施され、看取り事例は9事例であった。C施設の『看取りの勉強会』は試案通り5回で実施され、看取り事例は5事例であった。いずれの施設も『看取りの勉強会』は、看護職が担当した勉強会であったが、看護職全員が必要な資料を自立して準備できず、かつ教授案作成に基づく展開ではなく、研究者の支援を要した。『看取り事例への適用』は、当初、看取りの経過に基づく研究者の支援を要し

博士論文要旨・審査結果要旨 学外公表用様式

たが、事例の積み重ねとともに看護職の役割を発揮した取組みとなった。各回の『看取りの勉強会』の看護職個々の学びのレポートと『看取り事例への適用』時の看護職から、「自然な死の見守り」「介護職のケアを支える」「心身機能に応じたケア」「老性変化を理解し関わる」「家族の協力を得た看取り」を理解し実現できたなどの反応が得られ、5つの教育目標が概ね達成したことが示された。アクション3の「教育プログラム試案の評価」では、前述した看護職の教育評価から、看取りに関する知識・技術・態度の修得が確認された。また、6名の遺族面接から、いずれの施設の遺族も施設の看取りに満足感が示された。しかし、＜家族支援におけるコミュニケーション技術＞に課題も示された。さらに、看護職への面接調査から、教育プログラム試案の適切性・有用性に好評価が得られた。以上の、看護職の知識・技術・態度の修得状況、遺族からの評価、看護職による教育プログラム試案の適切性・有用性の評価から、本教育プログラム試案の有効性と妥当性が確認できた。アクション4の「教育プログラム試案の修正」では、看護職個々の「教授・学習方法」のレディネスを踏まえ、必要時、これらを勉強会に加えること、また、家族支援の教育内容として、「家族とのコミュニケーションのあり方」が追加された。

【結論】

研究者が作成した「教育プログラム試案」は一部修正が必要であったが、その有効性は概ね確認され、「特養看護職のための看取りの教育プログラム」の雛型が開発されたといえる。しかし、特養看護職が主体的に本教育プログラムを運用するには、《教授・学習方法のレディネスがあること》《看取り事例への適用当初において、相談対応可能な支援者が必要であること》が示唆された。また、今後の課題は、本教育プログラムの適用施設を拡大して、その適切性・有用性を検証することである。

審査結果の要旨

本学位論文の目的は、特別養護老人ホーム（以下、特養）の看護職が主体的に看取りの知識・技術・態度を修得し、望ましい看取りが実現できる教育プログラムを開発することにある。研究デザインとして、テクニカルアプローチによるアクションリサーチの手法をとり、実際の研究プロセスは、1)教育プログラム試案の作成、2)教育プログラム試案の適用、3)教育プログラム試案の評価、4)教育プログラム試案の修正、という4つのアクションで進められた。教育プログラム試案の教育内容は、看取りの先進的取組みをしている特養看護管理者を対象としたフォーカスグループインタビューから検討し、看護職の「看取りの勉強会」と「看取り事例への適用」方法の2部構成とした。特養2施設の看護職11名を研究参加者とし、研究参加者が所属する特養において、作成した教育プログラム試案を適用し、14事例の看取りの実践を行った。この適用過程について、看護職の「学びのレポート」、「フィールドノート」、「看取り事例遺族による看取りの評価」、「教育プログラム適用前後の看護職の態度の変化」から評価した結果、教育目標の達成が示され、教育プログラム試案の適切性・有用性が確認された。しかし、2点の課題がみられたことから、教育プログラム試案は、「教授・学習方法」のレディネスを踏まえること、また教育内容に「家族とのコミュニケーション技術」を追加する修正が行われた。

本研究は、研究者が支援者としての役割をとりつつ研究参加者の主体性を引き出すアクションリサーチという研究方法を用いたことにオリジナリティがあるといえる。また、先進的に看取りを行っている特養看護管理者を対象としたフォーカスグループインタビューから教育内容を検討した新規性があること、14事例の看取りの実践から有用性が確認されていること、さらに他施設に教育プログラムを活用し看取りを推進する発展性があることが認められた。審査委員の全員がこれらの点を高く評価した。

この学位論文について2回の対面審査を行い、以下のような指摘がなされた。①研究目的の表現を明確にすること、②研究の学術的意義について焦点化すること、③高齢者の看

博士論文要旨・審査結果要旨
学外公表用様式

取りの社会背景上の課題を明記すること，④看取りを推進できない理由の分類・整理について記述すること，⑤文献検討プロセスを明記し，海外文献の検討を追記すること，⑥テクニカルアプローチによるアクションリサーチとした理由および妥当性について記述すること，⑦「看取りの勉強会」の構成理由を記載すること，⑧評価に用いた3つの尺度の使用意図を述べること，⑨研究者の支援・関わりと今後の教育プログラム実現の可能性について記述すること，⑩生涯健康支援看護への貢献性について考察すること，などであった。その後，上記の指摘事項についての論文修正が確認された。

本学位論文は，特別養護老人ホームにおいて看取りを推進できない課題に対して，看護職が主体的に看取りを実践する教育プログラムを開発したものであり，既存の看護学の知識体系に新たな知見を与える新規性，独創性を有しており，看護実践への有用性が認められるとともに発展性が期待できる。

よって，審査委員会は，博士（看護学）の学位を授与するにふさわしいものであることを認めた。